

創業支援利子補給制度のご案内

特定創業支援等事業を受け、市の証明書の交付を受けた創業者が、補給の対象となる融資を利用した場合、支払い済みの利子に対し補給を行います。

1. 特定創業支援等事業とは

市や創業支援事業者（茨木商工会議所・㈱日本政策金融公庫吹田支店・北おおさか信用金庫・㈱きたしん総合研究所）が創業希望者等に行う継続的な支援で、創業に必要な知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身につく事業を言います。

特定創業支援等事業の終了後、市に申請をいただくと、事業修了の証明書を交付いたします。

2. 創業支援利子補給制度

- 対象者 次の全てに該当する中小企業者（一般社団法人等は対象外）
 - ①特定創業支援等事業に係る市の証明を受けた方
 - ②①の証明の交付を受けた後、令和9年3月31日までに利子補給対象融資の実行を受けた方
 - ③創業して5年を経過するまでに利子補給対象融資の実行を受けた方
 - ④借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てる方
 - ⑤申請時点で市内に事業所を有し、かつ市内で事業継続の意思がある方
 - ⑥市税を滞納していない方

- 利子補給対象融資
特定創業支援等事業に係る市の証明の交付を受けた後、令和9年3月31日までに実行された次の融資制度
 - ①大阪府の開業・スタートアップ応援資金（600万円超）
 - ②㈱日本政策金融公庫の各融資制度
 - ③北おおさか信用金庫独自の融資制度（プロパー融資）

- 交付対象期間
証明書の発行日以降、最初の補給対象融資の実行日から3年
※ただし、概ね毎月1回返済日が到来する場合は36回目の返済日までを交付対象期間とします。

- 利子補給金額
支払った利子のうち1%相当分

（裏面につづく）

○ 限度額

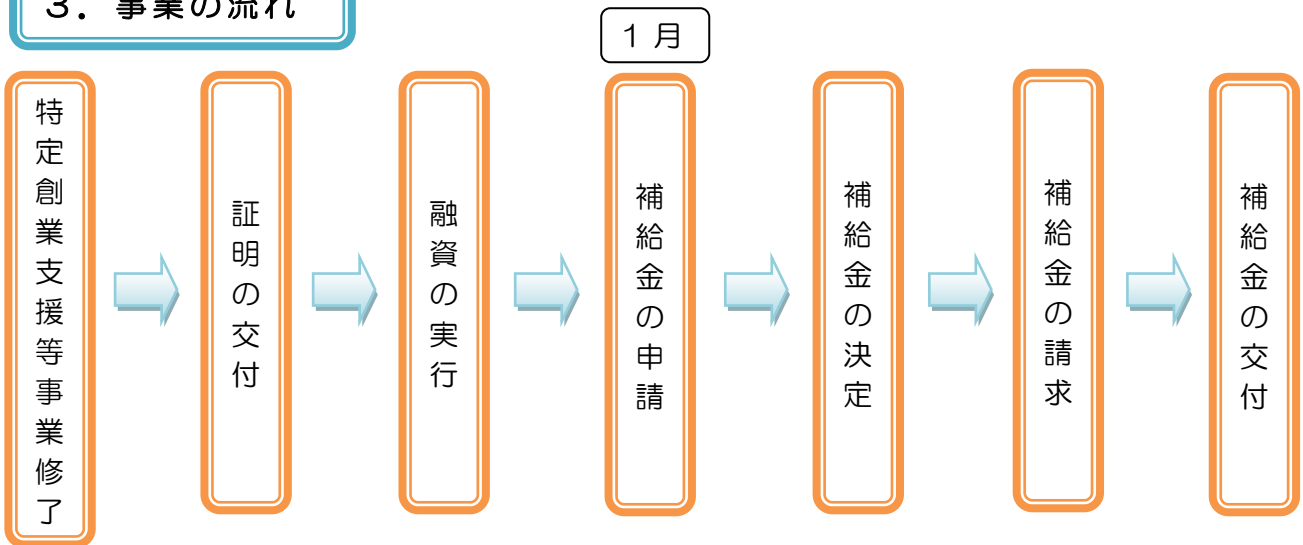
各年度 100,000円、合計 300,000円（一つの融資あたり）

※ 補助期間が4年度にわたった場合であっても、補助額の上限は一つの融資につき、合計 300,000円とします。

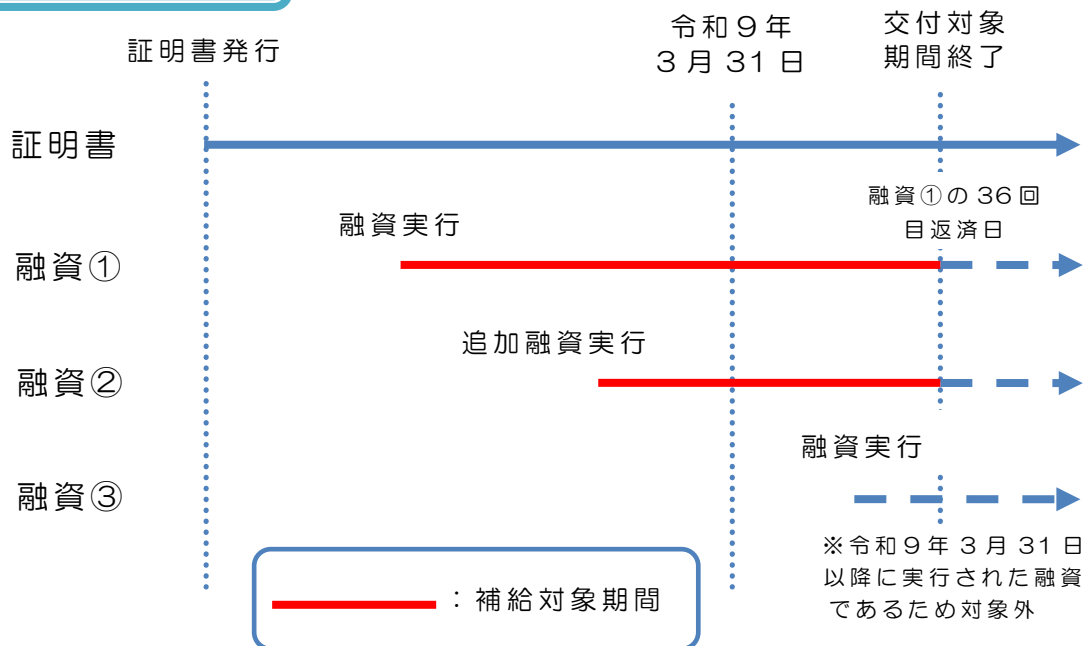
○ 申請期間

毎年 1月～12月の返済実績に基づき、翌年 1月に申請

3. 事業の流れ



4. 補給イメージ



【お問い合わせ先】

茨木市 暮らし産業環境部 産業振興課

電話：072-620-1620 / F A X：072-627-0289

e-mail：sangyoshinko@city.ibaraki.lg.jp